

第111回運営委員会の協議状況

日時 平成22年9月21日(火) 15:00~19:00

場所 兵庫県民会館1202号室

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、村岡、岡田、佐々木、土谷、中川

(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、吉栖、平塚、川野、吹田、山内、前田、伊藤

(コンサルタント) 村上、梶谷、富士川

内容(協議結果)

1 河川整備計画(原案)等の修正について

(1) 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より第68回流域委員会以降の河川整備計画(原案)等の修正について説明(資料1-1~1-4)の後、修文内容について協議し、以下のことを確認した。

資料1-1、1-4の整備計画及び資料編の修文については、第68回流域委員会での審議を踏まえた修文として妥当である。

資料1-2、1-3の整備計画及び総合治水推進計画に係る県の自主的修文については、第68回流域委員会で確認したものと大きく内容が変わるものではなく、より分かりやすい記載にするものであり、県の修文を尊重する。

第68回流域委員会において、微細な修文は運営委員会に一任することとしたため、資料1-1~1-4の全ての修文は、委員会での審議を経た整備計画等の改訂版に反映させる。なお、資料1-3の修文については市との調整が整わなければ、もとの文章のままとする。

整備計画P82の「2 河川整備計画に位置づけていないが、長期的な河川整備基本方針の目標達成に向けて検討が必要と現時点で考えられる事項」の文章については、運営委員会での指摘(選択肢としての優先順位をもたせているのではない)を踏まえて適切な表現への修正を検討する。

(2) 資料編に掲載する委員提案について

県より資料編に掲載する委員提案の照会について説明(資料2)の後、内容等について協議し、以下のことを確認した。

県は、資料編に掲載する委員提案について、運営委員会での協議を踏まえて、資料2を一部修正(委員からの提案をそのまま掲載する旨の明記等)して各委員に照会する。

委員は、委員個人の提案として資料編への掲載を希望する場合は、運営委員会で決定した上記の照会内容に従い、事前にエントリーの上、提案を提出する。(提出期限:9月30日)

委員個人の責任で提案することから、個々の内容に流域委員会は関知しない。

(主な意見等)

(1) 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

- 資料1-1は、第68回流域委員会での審議を踏まえた本文の修文。資料1-2のP2は基本方針との関係をわかりやすくするために表を挿入。P42も同様に基本方針との関係をわかりやすくするために修文。P61は、P62の表4.1.3と前後のつながりをわかりやすくするための修文。資料1-3は、より詳しく内容について説明するという趣旨からの推進計画の修文。資料1-4は、第68回流域委員会での審議を踏まえた資料編への委員提案の掲載に係る修文。(県)
- 資料1-3の修文内容は確定か。
- 流域市との調整がまだなので確定ではない。調整がつかない場合は、もとのままの文章にするつもりである。県としては、よりわかりやすくしたこの修文案でいきたいと思っている。(県)
- 資料1-1 P82の赤字「記載の有無や」の後に「検討の優先順序を定めたものではない。」とあるが、この「検討」は整備計画の中での検討を意味しているのか、ずっと長く続く検討を意味しているのか。整備計画の中に書いている「検討」というのは、整備計画の期間中の検討と理解しているが、整備計画の中での

検討の順序が問題なのではなく、次期の整備計画等を考えるときに、整備計画に記載している項目が、選択肢として優先順位をもつかどうかの問題。

- ・ 今回の整備計画では千苅ダムと新規ダムについては、今後も継続検討し、方向性が定まった場合には、変更することもあるし、次期計画に反映することもあるという話をしていたため、次期整備計画という言葉ははずした。検討の優先順位については、今期整備計画の中での優先順位だと考えている。(県)
- ・ 選択肢としての優先順位をもたせているのではないことをクリアーしておきたかった。
- ・ 今の点は非常に気になっている。日本語の表現として今言われたような誤解は避けるべき。より適切な表現が可能であれば、県の自主的な修文の範囲で検討されてはどうか。
- ・ 適切な表現について検討する。(県)
- ・ 県の自主的修文の趣旨はわかるが、委員会のプロセスとして、公式の委員会が終わっている段階で新たに出された自主的修文について、この場で可否の判断を下すことはできないと思う。県としては、これを委員会として今日了承してほしいのか。
- ・ 答申が終わればパブコメに入るので、できるだけわかりやすい表現にしたいということで修文した。委員会に報告しておく必要があると判断し、この場で報告した。(県)
- ・ 報告は有難いが、委員会としての審議は終了しているので、委員会として良い悪いは決められない。
- ・ 微細な修正等があれば、それは運営委員会で確認するというを全体委員会で確認しているので、その範囲に入るか入らないかの問題。第 68 回流域委員会で確認した改訂版と趣旨が変わらないのであれば、わかりやすい表現にしたほうがよいのではないか。
- ・ 趣旨が変わるかどうかということではない。今日ここに参加していない委員はこれを見ていない。たまたま出席している委員だけで判断するのは問題ではないか。
- ・ 本日出席している委員で、この修正が微細だと判断するか根本の問題だと判断するか議論すればよい。
- ・ 資料 1-2 P2 については微細な修正とは思っていないが、わかりやすくという県の趣旨も理解している。最終的には県が決めていただければよいが、段階的というのは数字だけの問題ではないため、基本方針に向けての段階的整備ということの説明するのに数字を書けばよいというものが疑問。P62 の表 4.1.3 で河道対策、流域対策、減災対策の 3 つで総合的な治水対策だと明確に示しているのに、しかもあえて効果量のないものを意識的に書いていて、これは非常に意味のあることであるのに、今回の修文ではやはり数字の話になっていてしっくりこない。
- ・ 微細な修正だとは思わないが、わかりやすくなったと思う。整備計画の位置づけのところで、表というスタイルではじめに整理しているのは読んでいて理解しやすい。
- ・ P2 に追加した表に番号とタイトルを入れるべきではないか。また、表の前の文章に「河川整備計画において目標とする流量とその配分は以下の表の通りである」という繋ぎの文章をいれればどうか。
- ・ P42 第 3 章 第 1 節は、今期の整備計画では何を目標にするかを書くところ。この修文案では、基本方針について書いているのか、次期整備計画のことを書いているのか、あいまいになってしまう。
- ・ P38 のところに基本方針の目標流量についてすでに記載しているのに、P42 にもあえて書きたかった理由は、 $3510\text{m}^3/\text{s}$ と $4690\text{m}^3/\text{s}$ は常に対にして、数字が混乱しないようにするためであるとは理解できる。
- ・ P2 と P42 の修文は 16 日の委員会で確認したものと大きく変わるものではなく、県のわかりやすくするためにした修文を尊重することにする。微修正は運営委員会に任せることになっているので、今回の自主的修文についても改定版としてまとめることでよい。また、資料 1-3 の修文については市との調整ができればこの修文で書き換えるということでもよい。

(2) 資料編に掲載する委員提案について

- ・ 1 委員 1 タイトルとなっているが、ひとつの提案しかできないのか。
- ・ 複数の提案がある場合は、小タイトルを設けてもらう。整理の仕方として、論点項目毎に並べるか委員ごとに並べるか悩んだが、委員ごとに並べていくというように整理しようと考えている。(県)
- ・ 検討課題のテーマ毎にしたほうがよいのではないか。誰の意見かということより、どんな提案があるのかということに意味がある。
- ・ 1 つの提案の中に複数のテーマが絡むと思われるので、テーマ毎に分けるのは難しいのではないか。委員

ごとにタイトルを決めてもらった方がよいと思う。(県)

- ・ 1 委員 1 枚に限られるのか。23 人の委員全員から提案が出てくるとは考えにくい。それほどたくさんの量ではないと思う。こんなことを検討すべきということを残していこうとしているので、1 枚といわず上限何ページとすればどうか。
- ・ 1 ページに書ききれない場合は 2 ページでもよいが、4 ページ 5 ページとなると多いと感じる。(県)
- ・ 委員提案を提出する委員はエントリーすることを近日中に返事してもらうということとし、それほど多くなければ、1 ページで書ききれない場合は、上限を何ページというようにする配慮をしてほしい。
- ・ 資料 2 に、資料編への掲載の仕方については提出のあったものをそのまま添付するという注意書きを書いておくこと。

2 答申書について

委員長より答申書原案修正版(資料 3)について説明の後、答申書の内容等について協議し、以下のことを確認した。

委員長は運営委員会での協議を踏まえて答申書を修正のうえ、最終案を各委員に送付する。

県は委員長と調整のうえ、答申書の内容を 2 枚程度にまとめた要約版を作成する。

(主な意見等)

【今次計画期間中に継続検討すべき課題の設定と位置づけ】

- ・ 資料 3 の P.12 の 11 行目からの「委員会内にも・・・反対する委員もいたが、」という部分を、委員の意見書に沿って「委員の間でも『千叡ダムの治水活用に特段の優先度を与え次の整備計画のために優先検討することを整備計画に記載すべきではない』とする意見があったが、今後の計画づくりに備えて、『今次計画に採用に至らなかったことの中で検討に時間のかかるものはきちんと記載し、取り組むべきだ』『河川以外の行政計画では、期間中の検討課題も記載するケースが少なくない』という意見が強く、それぞれの主張が最後まで対立した。」とする。
- ・ 違った意見があったということを書いていただければよい。あったけれどもそうだったということではない。どっちが正しいということではないため、「あったが、…」という表現はおかしい。「ある一方で、…」にしていきたい。
- ・ 最後の「それぞれの主張が最後まで対立した。」という部分はなくして、「・・・意見がある一方、・・・という意見があった。」として、「記載については、終盤になって・・・」とつなげてはどうか。
- ・ それでは、どうして最終結論に至ったかがわかりづらいのではないか。「一方・・・」とすると、委員会が 2 つに割れていたような印象を与える。本編に記載するという結論に至ったのは、多数意見があったからであって、反対意見が少数であったことは事実である。
- ・ 詳細すぎる内容のため、今回追記された P.12 の 26 行目からの「こうした・・・」以降の 4 行はいらぬ。
- ・ 「こうした・・・」以降の文章を削除し、上の部分の「・・・平行線をたどっていた。」のあとは委員の意見書のとおり「委員の間でも『千叡ダムの治水活用に特段の優先度を与え、次の整備計画のために優先検討することを整備計画に記載すべきではない』とする少数意見がある一方、多数の委員は今後の計画づくりに備えて、『今次計画に採用に至らなかったことの中で検討に時間のかかるものはきちんと記載し、取り組むべきだ』『河川以外の行政計画では、期間中の検討課題も記載するケースが少なくない』という意見が強くあった。」と修正する。

【超過洪水対策と減災対策】

- ・ P8(6) 超過洪水対策と減災対策の最後の段落の行動計画書とマニュアル書とは何か。
- ・ 行動計画書は、減災対策検討会での推進計画の添付資料のこと。行動計画書は住民のマニュアル書でもあるということ。
- ・ 行動計画書は推進計画の参考資料のことであると理解した。誤解を招くので行動計画書とマニュアル書の「書」はとっていただきたい。

【流域連携】

- ・ P14 に「武庫流会」という特定の固有名詞が挙げられているが、固有名詞は答申書の中に書くべき性質の

ものではない。

- ・ 流域連携に流域ネットワークは不可欠である。流域委員会は発足以来、提言書を取りまとめる中でリバーミーティングを開いてきた。提言書がまとまり、リバーミーティングがなくなった時点で、過半数の委員が参加して武庫流会を立ち上げてきて、4年間活動を行ってきた。武庫流会は流域ネットワークづくりに大きな役割を果たすと考えている。流域連携をつくらうと呼びかけてきたのは、流域委員会であるから、流域委員会がこれからの推進体制をつくる上でこういう記載をすることに何ら躊躇する必要はない。
- ・ 私は流域委員会に身をおいている間は、流域委員会が関わっているというあいまいさをむしろためらったため、武庫流会に参加するのは控えた。流域委員会の委員が参加するのはよいが、流域委員会と表と裏の関係ではないことを明確にしておくべきである。その意味で特定の団体の名前が出てきて、いかにも流域委員会と表裏一体で趣旨を貫くための組織だという表現は避けるべきだと思った。また、他の団体が流域ネットワークということに向けて活動していないというわけではないと思うため、特定の団体の名前と活動内容が詳しく記載されることはどうかと思う。せめて「例えば」という形で、事例として取り上げる体裁にするべきだ。
- ・ 武庫川の活動団体の中心メンバーの多くが、武庫流会に入って一緒に活動している。共同行動できるようになってきたことは4年間での大きな前進である。記載表現としては、「例えば武庫流会は」という書き方でよいと思う。この組織が縁の下の力持ちになって、提言書で書いた流域圏会議のようなものを生み出していかなければならない。今後の推進体制に向けてきちっと提起をしておく必要がある。
- ・ 流域を一体と考えるなら、どこの団体がどうかということはない。固有名詞を出すべきではないという意見もよくわかる。グループというのは、名前が出ようが出まいが自分たちが考えることをやるだけ。そこから流域連携ははじまると思う。何でもやるのは良いことだと思っている。

【地下水流動の把握】

- ・ P.9 (8)の4段落目は、地下水位変化についてデータを得るというよりも、「地下水流動の把握や地下水位変化についてのデータを得る」とした方がよいと思う。
- ・ 地下水の流量を把握するのは非常に大変な話。地下水位の変化のデータというのが、地下水流動の把握の中に入っていると思う。地下水流動の把握という言葉を入れるなら、地下水位の方はいらないと思う。
- ・ 議論があったことを書いているので、把握できる可能性がどうかということも議論してもしかたない。地下水流動の把握に修文する。

3 その他

(1) 今後のスケジュールについて

県より今後の大まかなスケジュールについて以下のとおり説明があった。

10月上旬：答申書の手交（委員長、委員長代理が知事に答申書を手渡し）

10月中旬～：パブリックコメント（3週間予定）及び流域市への意見照会

- ・ パブリックコメント等の対応整理
- ・ 武庫川流域総合治水推進協議会の設立（流域各市と推進計画のオーソライズ）
- ・ 拡大運営委員会の開催（パブリックコメントの結果報告）

* 拡大運営委員会の日程調整は10月下旬までに実施

11月下旬～12月：国土交通大臣に同意申請

(2) 委員会資料の公表等について

第68回流域委員会以降に開催する運営委員会の資料については、ホームページに掲載して公表する。

（これまでの本委員会休会中の運営委員会資料と同様の扱い）

第67回流域委員会で配布した「第5章（調査・検討課題）の位置づけと記載内容（案）」のホームページへの掲載が漏れているため、早急に対応する。

(3) 答申書に提案されているシンポジウムは、整備計画の策定が決まった後、今年度中の2月ごろをめどに実施できるように計画を協議していく。

(主な意見等)

【シンポジウム】

- ・ 答申書の中でシンポジウムの開催を提案しているが、具体的にどうするかは、パブコメが終わって最終案が固まらなければできない。拡大運営委員会の時点ではある程度決めておきたい。
- ・ シンポジウムは整備計画を策定した段階で、この 10 年を振り返りながら県が武庫川モデルを堂々と宣言し、お披露目する会になると思っている。客観的に武庫川の整備計画をプロセスも含めて評価していただける外部の人を招くことも必要ではないか。知事も入った会にしたいと思っている。こういう人を招けばどうかという案があれば提案いただきたい。

【HP 公開資料について】

- ・ 第 95 回以降の運営委員会の資料がホームページで公開されていないが、いつか公開されるのか。
- ・ 流域委員会開会中の運営委員会資料は、流域委員会の資料と重複するため公表しないということになっている。
- ・ 今回の運営委員会からは流域委員会閉会中となるため、運営委員会資料は公開すること。
- ・ ホームページに掲載されている第 67 回流域委員会の資料に漏れがあるため対応願いたい。

第 1 1 1 回運営委員会配付資料

(河川整備計画(原案)等の修正について)

資料 1-1 武庫川水系河川整備計画(原案)《改訂版》<見消抜粋版>

資料 1-2 武庫川水系河川整備計画(原案)《改訂版》<見消抜粋版(自主的修文)>

資料 1-3 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】《改訂版》<見消抜粋版(自主的修文)>

資料 1-4 武庫川水系河川整備計画(原案) 資料編《改訂版》<見消抜粋版>

(資料編に掲載する委員提案について)

資料 2 武庫川水系河川整備計画(原案)資料編に掲載する委員提案について(照会)

(答申書について)

資料 3 武庫川水系河川整備計画原案に対する意見書(答申書案)

(資料の修正について)

資料 4 第 110 回運営委員会 協議状況の訂正について(案)

(アンケート)

資料 5 第 68 回 武庫川流域委員会アンケート

《第 68 回流域委員会資料》【配布済み分】

(河川整備計画(原案)等の修正について)

資料 3-4 武庫川水系河川整備計画(原案)<改訂版>

資料 3-6 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】<改訂版>

資料 3-8 武庫川水系河川整備計画(原案) 資料編 <改訂版>